

入札公告（説明書）

平成 30 年 4 月 27 日

東日本高速道路株式会社 東北支社 仙台東管理事務所長 佐藤 洋

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- | | | |
|-------|-------------|--|
| 1-1. | 契約件名（工事名） | 仙台南部道路 長町 IC 管理施設改修工事 |
| 1-2. | 契約責任者 | 東日本高速道路株式会社 東北支社
仙台東管理事務所長 佐藤 洋 |
| 1-3. | 契約担当部署 | 東日本高速道路株式会社 東北支社
仙台東管理事務所 総務
(住所)〒984-0031 宮城県仙台市若林区六丁目字南 9 9 番 1
(電話) 022-390-0741 |
| 1-4. | 競争契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 1-5. | 競争参加資格の確認 | 事前審査方式（通知型） |
| 1-6. | 入札の方法 | 電子入札 |
| 1-7. | 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式（工事实績評価型 実績 型） |
| 1-8. | 入札前価格交渉の有無 | 有 |
| 1-9. | 工事費内訳書の提出 | 必要...入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| 1-10. | 入札保証 | 不要 |
| 1-11. | 契約保証（履行ボンド） | 必要 ... 入札者に対する指示書[29]を参照のこと |
| 1-12. | 契約書の作成 | 必要...入札者に対する指示書[30][2] を参照のこと。なお、
入札者に対する指示書[30]に示す電子契約サービスは適用し
ない。 |
| 1-13. | 契約図書 | |
- (1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。
なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
- | | |
|------------|--|
| 入札公告（説明書） | 本書
http://www.e-exco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ |
| 標準契約書案 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【施設工事契約書】を使用すること |
| 入札者に対する指示書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【電子入札】を使用すること |
| 共通仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【建築工事共通仕様書（平成 29 年 7 月）】を使用すること
【機械設備工事共通仕様書（平成 29 年 7 月）】を使用すること
【電気通信工事共通仕様書（平成 29 年 7 月）】を使用すること |

- 特記仕様書 <http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/>
 その他契約（発注用）図面 <http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/>
 等
 金抜設計書 <http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/>
 競争参加資格確認申請書 本書の別紙様式 1 のとおり
 入札書 電子入札システムの様式のとおり
 工事費内訳書 上記 に示す金抜設計書により作成すること
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
 ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 配布等）により交付するので、上記 1-3. 契約担当部署へその旨申し出ること。
- (5) 契約図書の交付期間 平成 30 年 4 月 27 日（金）～平成 30 年 5 月 17 日（木）
 1-14. その他 本公告における休日とは、『行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日』をいい、以下「休日」という。

第 2 調達手続に付する事項（工事概要）

2-1. 工事概要

- (1) 工事場所 宮城県仙台市太白区郡山吹上西 2 - 2（長町 I C）
 (2) 工事内容 本工事は、仙台南部道路長町 I C 管理施設、R C 造 3 階建ての内部改修工事、及び増築工事を行うもので、付帯する電気設備及び機械設備、屋外工事を含む一切を行う工事である。
 (3) 工事概算数量 長町 I C 料金所棟（内部改修） 約 6 3 3 m²
 (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から 300 日間

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記 3-2. に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、工事種別「建築工事」に係る NEXCO 東日本の『平成 29・30 年度工事競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）で、かつ当該工事種別に係る『等級 A』又は『等級 B』の認定を受けている者であること（上記の再認定を受けた者にとっては、当該再認定の際に当該工事種別の等級に格付けされている者であること。）。)

- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。）
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域2（東北支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域2（東北支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。）
- (5) 審査基準日において、平成15年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。

同種工事 道路、鉄道、空港又は河川等の公共的施設において鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積が300㎡以上の建築物を新築、改築又は増築した工事

本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事は、企業の施工実績として認めない。

また、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」）を発注者から通知されている場合で次のイ)又はロ)に該当する工事は、企業の施工実績として認めないので、入札者は、提出する同種工事の施工実績につき次のイ)及びロ)に該当しない工事であることを自ら確認・誓約のうえ、競争参加資格確認申請を行うこと。

イ)NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事

ロ)上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (6) 平成27・28年度に完成したNEXCO 東日本発注工事のうち、上記(2)に示す工事種別に該当する工事の成績評定点を各年度ごとに平均したとき、その平均点が両年度ともに（2年連続して）65点未満となる者でないこと。
- (7) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。
- 1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - 2) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

本工事に係る設計業務等の受注者

・保全点検業務等の実施に関する協定（調査等業務）

・長町IC料金所棟改修設計（受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング）

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは本工事に係る設計業務等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

施工管理業務の受注者

・保全点検業務等の実施に関する協定（施工管理業務）

（受注者：株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北）

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札手続きに参加する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること、入札者に対する指示書 1 [1] 「入札手続きの公正性・透明性の確保に関するお願い」の（ 1 ）の記載に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下、この 資本関係の記載中において同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、1)については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この 人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この 人的関係の記載中において同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

- ）株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）
- ）持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ）組合の理事
- ） ）から ）に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定 J V の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 入札者は、次に示す「競争参加資格確認申請書」(以下「申請書」という。)を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

申請書(様式)		記載事項	
競争参加資格確認申請書(様式1)		必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]を参照のこと	
技術資料(様式2)	企業に求める実績等	企業の同種工事の施工実績	上記3-1.(5)に示す「同種工事」の要件を満たす入札者の施工実績を記載すること。ただし、NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事は、企業の同種工事の施工実績として認めず、評価しない。
		同一工事種別における表彰実績	平成20年4月1日以降のNEXCO 東日本からの表彰実績を記載すること。ただし、NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事に係る表彰実績については、評価しない。
		品質管理、環境及び労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	品質管理マネジメントシステム(ISO9001)、環境マネジメントシステム(ISO14001)及び労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS 又は OHSAS18001)の取得状況を記載すること

- (2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

- (1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

提出期間 入札公告の日から平成30年5月17日(木)16:00まで
提出場所 上記1-3.契約担当部署のとおり
提出方法 電子入札システム

申請書類の総容量が2MBを超える場合など電子入札システムによれない場合は、書留郵便若しくは信書便又は持参により提出することとし、提出部数は正1部・副1部とする。

電子入札システムにより書類を提出する場合は、確認申請書等への押印は不要とする。ただし、書留郵便若しくは信書便又は持参により提出する場合は、押印をしなければならない。

提出書類 上記3-2.競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」

- (2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9][2]を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知予定日 平成30年5月23日(水)

- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

- (2) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式(工事实績評価型 実績 型)とは、上記3-3.競争参加資格確認申請において入札者から提出された技術資料に基づき技術的な評価を行う技術評価と、契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することによりNEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、下記6-3.落札予定者の決定に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価に係る評価項目及び配点は次のとおりとする。

なお、NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反があったとされた工事については、「企業の同種工事の工事成績」及び「企業の同一工事種別の表彰実績」における評価対象とはしない。

		評価項目	配点
施 工 の 確 実 性	企業	同種工事の工事成績	1点
		同一工事種別の表彰実績	2点
		品質管理マネジメントシステム(ISO9001)、環境マネジメントシステム(ISO14001)及び労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS又はOHSAS18001)の取得状況	2点
		技術評価点(満点)	10点

4-3. 技術評価

(1) 契約責任者は、上記 3-4. 競争参加資格の確認において、競争参加資格の確認の他、技術資料に基づき、下表に示す基準により技術評価を行う。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

評価項目			評価基準			
施 工 の 確 実 性	企 業	同 種 工 事 の 工 事 成 績	提出された技術資料を以下の式により評価する。			
			$\text{評価点} = \text{配点} \times \frac{(\text{同種工事实績の工事成績評定点} - 70)}{20} \times$			
			(評価点の算定値は小数第 4 位以下を切り捨てとする)			
			: 同種工事の発注機関及び受渡し時期による係数(下表による)			
				同種工事实績とする工事の受渡し日が平成 25 年 4 月 1 日以降の場合	同種工事实績とする工事の受渡し日が平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間の場合	同種工事实績とする工事の受渡し日が平成 20 年 3 月 31 日以前の場合
	同種工事实績が NEXCO 東日本、中日本高速道路㈱又は西日本高速道路㈱の発注工事	1.0	0.5	0.0		
	同種工事实績が上記以外の公的機関の発注工事	0.5	0.25			
	上記、に該当しない	0.0				
<p>留意事項</p> <p>工事成績評定点が 90 点以上の場合、工事成績評定点を 90 点とする。</p> <p>平成 20 年 3 月 31 日以前に受け渡された工事、成績評定点が 70 点に満たない工事又は工事成績評定の無い工事の場合、評価点は 0 点とする。</p> <p>NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事の施工実績は、企業の施工実績として認めず、評価しない。</p> <p>公的機関とは、工事实績情報システム(以下「コリンズ」という。)において発注機関として入力が可能とされている機関をいう。</p> <p>経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事实績(工事成績評定)である場合についてのみ評価する。</p>						

評価項目		評価基準				
施 工 の 確 実 性	企 業	同 一 工 事 種 別 に お け る 表 彰 実 績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。			
				表彰日が平成 25 年 4 月 1 日以降の 場合	表彰日が平成 20 年 4 月 1 日から平 成 25 年 3 月 31 日 までの間の場合	表彰日が平成 20 年 3 月 31 日以前 の場合
			NEXCO 東日本の 社長表彰（工事 種別を問わない）支社長によ る同一工事種別 における優秀工 事等の表彰実績	2 点	1 点	0 点
			NEXCO 東日本の 支社長による功 労表彰（工事種 別を問わない） 又は事務所長に よる同一工事種 別における優秀 工事等の表彰の 実績	1 点	0.5 点	
上記、に該 当しない	0 点					
<p>留意事項</p> <p>表彰実績は 1 工事のみ提出を認める。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。</p> <p>表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0 点」で評価する。</p> <p>評価対象とする表彰は、工事を履行した事業所に対するものであることを要する。</p> <p>優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優良工事、品質管理優良工事、コスト縮減優良工事、環境貢献優良工事、安全管理推奨工事、安全管理奨励工事又は優良工事」としての表彰であること。</p> <p>上記 以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。</p> <p>NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事の表彰実績（上記 を含む）は、評価対象としない（表彰実績として認めない）。</p>						

評価項目		評価基準			
施工の 確 実 性	企 業	シ ス テ ム の 取 得 状 況 品 質 管 理 ・ 環 境 ・ 労 働 安 全 衛 生 マ ネ ジ メ ン ト	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。		
				評価基準	評価点
			品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS又はOHSAS18001）の取得状況	左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している	2点
			左記のマネジメントシステムを1つ取得している	1点	
			左記のマネジメントシステムを取得していない	0点	
		<p>留意事項</p> <p>当該工事の施工を担当する部署が上表のマネジメントシステムの取得対象部署であって、かつ取得しているマネジメントシステムにおいて規定する事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。</p> <p>取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、評価しない。</p>			
施工の 円 滑 性	地 域 精 通 度 ・ 当 社 へ の 貢 献 度 等	災 害 時 の 協 力 実 績 （ 緊 急 災 害 復 旧 工 事 の 施 工 実 績 ）	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。		
				評価基準	評価点
			NEXCO 東日本への平成 25 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合		2点
			NEXCO 東日本への平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間の災害協力実績である場合	1点	
			災害協力実績がない又は NEXCO 東日本への平成 20 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合	0点	
		<p>留意事項</p> <p>災害時の協力実績は1件のみ提出を認める。複数工事の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い協力実績を評価対象とする。</p> <p>NEXCO 東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「依頼文書、承諾の文書又は契約書」の写しの添付が無い場合は「0点」で評価する。</p> <p>既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。</p> <p>NEXCO 東日本を除く NEXCO 東日本グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。</p> <p>経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。</p>			

第5 入札前価格交渉方式

5-1. 入札前価格交渉方式の概要

本工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式（以下「本方式」という。）の対象工事である。

入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者のうち見積書の総額が安価な3者（入札者が3者以下の場合は全ての入札者を、3者を超えて選抜した場合は選抜した入札者をいい、以下「選抜交渉対象者」という。）との間で、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係らず選抜交渉対象者から最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用する

ことを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。

なお、見積書の総額が同価である者がいた場合は、3者を超えて選抜交渉対象者を選抜する場合がある。

5-2. 交渉対象項目及び見積書の作成

本工事における交渉対象項目は、金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と示された項目とし、見積書の作成は、NEXCO 東日本が指定する様式（様式 4,5-1,5-2）に基づき行うものとする。

5-3. 当初見積書の提出

(1) 入札者は、次に示すとおり当初見積書の提出を行わなければならない。

提出期限	平成 30 年 5 月 17 日（木）16 時まで
提出場所	上記 1-3. 契約担当部署
提出方法	書留郵便若しくは信書便又は持参（提出期限までに必着のこと）

提出部数は、正 1 部とする

(2) 選抜交渉対象者の該当・非該当は、当初見積書を提出した全ての入札者に書面で通知する。選抜交渉対象者だけでなく、選抜交渉者に選抜されなかった入札者も、入札書の提出等以後の入札手続きに参加できる点に留意すること。

通知予定日：平成 30 年 5 月 23 日（水）

5-4. 見積書の内容に関するヒアリング等

(1) 当初見積書の提出期限以後、すべての選抜交渉対象者に対し、個別に、見積書の内容にかかるヒアリングを行うので、選抜交渉対象者はこれに応じなければならない。

(2) ヒアリングの実施日時は、平成 30 年 5 月 24 日（木）から平成 30 年 6 月 6 日（水）までの間に原則 1 回行うことを予定している。ヒアリングには、見積書の内容に精通した者を含む最大 3 名までの参加を認める。

なお、詳細な日時等については、申請書（様式 1）に記載された選抜交渉対象者の担当者宛て別途連絡を行う。

(3) 入札前価格交渉の交渉参加者は、本件工事の施工内容、資材又は機器の性能・機能及び見積書（5-2. に定める様式）の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、複数名の参加を可能とする。

ただし、選抜交渉対象者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、本工事の競争参加資格の取消を行う場合がある。

(4) 入札前価格交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場において確認を行うものとする。

(5) 選抜交渉対象者は、ヒアリングが完了した場合は、当初見積書からの見積内容の変更の有無に係らず、最終見積書を提出するものとする。

5-5. 最終見積書の提出

(1) 選抜交渉対象者は、記 5-4. に示すヒアリングにおいて合意された事項を反映させた最終見積書を、以下により提出しなければならない。

イ．提出期限	平成 30 年 6 月 8 日（金）16：00 まで。 提出期限を変更する場合は最終の交渉時に連絡する。
ロ．提出場所	上記 1-3.（契約担当部署）
ハ．提出方法	書留郵便若しくは信書便又は持参（期限までに必着のこと） 提出部数は、正 1 部とする
ニ．提出書類	記 5-2. によること。
ホ．その他	入札前価格交渉により変更が生じない場合も最終見積書を提出すること。

(2) 入札前価格交渉に関する留意事項

イ 上記 5-3. 及び 5-5. に示す提出期限までに見積書又は最終見積書の提出がされない場合は、当該入札者又は選抜交渉対象者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。
また、当該入札者又は選抜交渉対象者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効とする。

- ロ．選抜交渉対象者は、最終見積書に基づいた入札をしなければならない。
- ハ．入札時に入札書とともに提出される工事費内訳書のうち、交渉対象とされたそれぞれの項目の額は、最終見積書に記載したそれぞれの項目の額を超えない限り変更することができる。
 なお、工事費内訳書において、一項目でも最終見積書の額を超える項目がある場合は、入札を無効とする。
- ニ．提出された見積書及び最終見積書は返却しない。
- ホ．見積書又は最終見積書において NEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、本工事の競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。
- ヘ．入札前価格交渉により最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用して設定する契約制限価格が、本件入札で定めた競争参加資格における発注規模（建築工事・等級 A 又は等級 B）を超える場合は、本入札手続きを取り止めることがある。
- ト．入札者は、入札書を NEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いはしない。

第 6 入札・開札・落札予定者の決定

6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

入札書	入札者に対する指示書[12]を参照のこと
工事費内訳書	入札者に対する指示書[13]を参照のこと 使用する様式は、指示書様式の単価表又は金抜設計書とする。
総合評定値通知書（経審）の写し	入札者に対する指示書[14]を参照のこと

6-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

入札書の提出期限	平成 30 年 6 月 21 日（木）16 時まで
入札書の提出場所	上記 1-3. 契約担当部署
入札書の提出方法	電子入札システム 入札に必要な書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[16]及び[17]を参照のこと。
開札執行日時	平成 30 年 6 月 25 日（月）13 時 30 分
開札執行場所	上記 1-3. 契約担当部署
その他	削除

- 1) 入札者は、上記 5-4. 見積書の内容に関するヒアリング等(3)において提出した最終見積書に記載された交渉項目毎の金額は、入札時に最終見積書を超えない限り変更ができるものとする。

なお、最終見積書に記載された交渉項目毎の金額を超える入札を行った事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

6-3. 落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。

- (2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

評価値（100 点）＝ 価格評価点＋技術評価点

価格評価点（配点 30 点＋定数 40 点）… 次に示す算式により算定する。

価格評価点（配点 30 点＋定数 40 点）＝ 下式 A×0.5 + 下式 B×0.5

なお、小数点4位以下は切り捨てとする。

(下式A)

$$\text{下式 A} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、下式Aの評価は「価格評価点の配点+定数」とする。
2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では40点とする。
3. 下式Aは小数点4位以下切り捨てとする。
4. 調査基準価格とは、低入札価格調査要領1-3に示す調査基準価格をいう。

(下式B)

$$\text{下式 B} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、下式Bの評価は「価格評価点の配点+定数」とする。
2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では40点とする。
3. 下式Bは小数点4位以下切り捨てとする。
4. 調査基準価格とは、低入札価格調査要領1-4に示す重点調査価格をいう。

技術評価点(配点20点)... 上記4-7.(1)及び4-13.(1)に示す評価基準により算定する。

- (3) 契約責任者は、落札予定者と決定した者に対し、技術資料に記載した内容を証明するための書類(以下「証明書類」という。)の提出を次に定めるとおり求めるものとし、落札予定者はこれに従わなければならない。

証明書類の提出期限 提出依頼の翌日から7日以内(休日を含まない)

証明書類の提出場所 上記1-3.契約担当部署

証明書類の提出方法 郵送(書留郵便又は信書便。提出期限までに必着のこと)

証明書類受領後は、書類の訂正・差し替えは認めないので、十分に確認のうえ提出すること。

証明書類の内容 技術資料作成説明書のとおり

契約責任者は、証明書類の確認の結果、申請書の内容に不備等があった場合、証明書類で申請書の記載内容が確認できない場合は、落札予定者が行った入札を無効とし、開札の結果による次順位者を落札予定者と決定して証明書類の提出を求めることとする。

なお、証明書類の確認の結果、申請書の内容に不備等があった場合には、その状況により競争参加資格停止等措置を講じる場合がある。

- (4) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

6-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断し、当該入札を無効とする。

- (2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第7 その他

7-1.使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-2.質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

受付期間	入札公告の日から平成30年6月7日(木)16時まで
受付場所	上記1-3.契約担当部署
受付方法	質問書面(様式自由)を持参又は郵送(書留郵便若しくは信書便)(受付期間内に必着のこと)により提出すること。 なお、質問書面には会社名・社印・提出日を記載すること。

【質問内容の記載上の留意点】

質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

回答予定日	質問書を受け取った日の翌日から原則として平日5日以内
回答方法	NEXCO 東日本のホームページ(「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」)に掲載する http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

7-3.入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

7-4.支払条件

(1) 前金払：請負代金額が500万円以上の場合には「有」、500万円未満の場合には「無」
なお、請負代金額が500万円以上の場合、本契約の相手方は請負契約書第34条第1項に基づき前払金の請求をすることができる。

(2) 部分払：無

7-5.支払限度額の比率 請負契約書第39条1項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を2桁とした額とする。

ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。

年度	比率
平成30年度	20%
平成31年度	80%

7-6.火災保険等の付保

建築工事共通仕様書「1.48.1 保険の付保」に定めるとおりとする。

7-7.WTOに規定する継続工事の有無

本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約の方法により締結する予定の有無：無

7-8.請負契約書第25条の適用

請負契約書第25条第5項(単品スライド)及び同条第6項(インフレスライド)について適用する。

7-9.苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。

7-10. 契約後の技術評価項目の取扱い

- (1) 評価された次の技術評価項目の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないとした場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。

また、請負契約書第 25 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

なお、履行確認を行う評価項目は以下のとおりとする。

施工の確実性、企業、品質管理マネジメントシステムの取得状況

施工の確実性、企業、環境マネジメントシステムの取得状況

施工の確実性、企業、労働安全衛生マネジメントシステム等の取得状況

7-11. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

本工事の受注者が特記仕様書に定める技術者を配置するにあたり、当該技術者が以下の(1)又は(2)に該当する場合は、契約後の施工体制確認点検等でその事実を確認する。

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号)に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号)に該当する技術者を配置し、契約後に「出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。

7-12. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し又は施工管理業務を請負うことはできない。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

7-13. 閲覧資料

- (1) 指示書[7] に示す閲覧資料の有無：無

7-14. 入札の辞退

競争参加者は、入札書を提出する前において、自由に、入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、入札者に対する指示書の定めにかかわらず、上記 1-3. 契約担当部署へ辞退書を以下のとおり提出することとする。

なお、入札書の提出期限までに入札書・辞退書いずれも提出されなかった場合は、当該競争参加者は入札を辞退したものとみなす。

電子入札システムの「入札書」作成画面において「辞退書」を提出

7-15. その他

本件競争入札において入札の公正性を害する恐れが生じたときは、競争参加者に対して必要な調査を実施及び依頼することがある。

7-16. i-Construction の推進について

本工事は、国土交通省が推進する i-Construction に基づき、生産性向上を図るため、契約

後、受注者から ICT 等生産性向上に繋がる施工に関する提案ができる工事である。

以 上